

〔事案 25-83〕 契約無効請求

・平成 25 年 12 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明により、保障の不担保期間の解除条件を誤解していたことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 5 月、終身医療保険を契約する際、募集人から「腎臓・尿管が保障の不担保になる」と聞いたので、「ではこの契約はやめる」と伝えたが、「半年後には不担保を解除できる」と説明され、契約することにした。しかし、半年後に不担保期間の解除手続を行おうと連絡したところ「完治の診断書がなければ解除できない」との返答を受け、年に 1 度の経過観察中のため、結局、不担保期間を解除できなかった。よって、契約の際、募集人に誤説明があったので、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

早期紛争解決の観点から、既払込保険料全額を返還する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、保険会社より、答弁書の提出に代えて和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。